

＜働いている方へ＞

神奈川県労働局では、雇用環境・均等部に

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：平成29年11月1日（水）～平成29年12月28日（木）

職場のハラスメントの解決を労働局がお手伝いします

たとえば・・・

上司に妊娠を報告したら「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらう」と言われた。

育児休業を取得後に復職しようとしたところ、事業主から転勤を命じられた。



近年、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。このため、平成29年1月1日から、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられました。（男女雇用機会均等法第11条の2、育児・介護休業法第25条）

また、妊娠・出産・育児休業・介護休業などを理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律で禁止されています。（男女雇用機会均等法第9条3項、育児・介護休業法第10条）

- 勤務先に相談しても対応してくれない、どこに相談したらいいかわからないなど、お困りの時は神奈川県労働局にご相談ください。
- また、妊娠・出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります。育児や介護のためのさまざまな制度は男性も取得することができます。制度について知りたい場合も、ご相談ください。

相談して
ください!

神奈川県労働局があなたのお力になります!

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください!! 相談は無料です!



Q. どのような相談ができますか?

A. 職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントや解雇等の不利益取扱いについてご相談いただけます。そのほか、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか?

A. 男性もご相談いただけます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか?

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による紛争解決援助や調停会議による調停を行っています。

神奈川県労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。

できるだけお早めのお時間の方がゆっくりご相談に応じられます。

なお、ご来庁の場合は相談スペースが埋まっているとお待ちいただく可能性もありますので、できる限り事前にお電話の上ご来庁ください。

電話番号 045-211-7380

住所 〒231-8434

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階

